

水道分野における届出案件の管理のための付番ルールについて

- 特定重要設備・構成設備の供給者、導入に携わる者、重要維持管理等の委託の相手方・再委託先（最終委託先まで含む。）の相手方は、導入等計画書等の一部の届出事項や添付書類について、特定社会基盤事業者を経由せず、直接国土交通大臣に提出すること（バイパス¹）ができます。
- バイパス活用時には、特定社会基盤事業者が自ら発行した整理用の番号（以下「整理番号」という。）を関係者に報告・共有することとされていますが、水道分野においては、バイパスを活用しない場合も含めて、【別添】の共通ルールに沿って届出の案件ごとに「届出番号」をつけていただき、バイパス手続きに用いる「整理番号」にも、この「届出番号」を用いることを原則とします。届出番号及び整理番号を、導入等計画書の「6. 備考」に記載の上で届出いただくようよろしくお願いいたします。
- なお、特定社会基盤事業者独自にこれとは別の管理用の番号を設定している場合にあっては、上記の「届出番号」と当該番号をつなぎ合わせてバイパス用の「整理番号」としていただくことも妨げません。ただし、整理番号が全体として「英数字のみ」で構成されており、かつ全体の桁数が極端に大きくならない場合に限りです。
- 付番した届出番号については、年度ごとの届出順及び案件との対応も含め各特定社会基盤事業者において管理をお願いします。
- 判断に迷う場合は、国土交通省水道計画指導室までご相談ください。

<用語のまとめ>

- ・届出番号・・・水道分野において届出案件ごとに【別添】のルールに従い付番する 11 桁の番号
- ・整理番号・・・バイパス手続きの際に、特定社会基盤事業者が自ら発行することとされる番号。英数字のみ。
水道分野においては、届出番号をそのまま用いていただく運用を基本とする。（届出番号に特定社会基盤事業者独自の番号をつなぎ合わせて設定することも可能。桁数は極端に大きくない範囲で任意。）

¹ バイパス活用に係る詳細な手続きは、国土交通省の経済安全保障（基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度）のウェブサイト*の「バイパスに係る手続きフロー」や、内閣府の解説（本資料の末尾に抜粋を添付）において示されています。

* https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr1_000028.html

【別添】

- 届出番号は、バイパス活用の有無によらず1つの導入等計画書（1案件）につき、1つの番号を付与する。
- 変更届出についても、新規の番号を付与し、元の届出番号について導入等計画書の「6. 備考」に記載する。
- 国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課 水道計画指導室（以下、単に「国交省」という）へ提出する導入等計画書等の届出番号は11桁の英数字を用いて「W+年度+事業者+届出順（年度ごと・事業者ごと）+類型」とする。

※冒頭の「W」は水道分野であることの確認のために一律で設定

- 「年度」は特定社会基盤事業者が付与する時点の年度で可。

（例：2025年3月に供給者等に届出番号を連絡して、実際に国交省に届出する時点では2025年4月の場合、その届出番号は「2024」とする。）

各要素の詳細

| 水道分野共通 | 年度 | 事業者 | 年度ごと・事業者ごとの届出順 | 届出の類型 |
|--------|-----------|------------|----------------|----------------|
| W | 2024～9999 | 下表参照 AA～BJ | 001～999 | X 導入、Y 重要維持管理等 |

「事業者」一覧

| | | | | | |
|----|------------------|----|----------------|----|-------------------------------|
| AA | 札幌市（札幌市水道事業） | AK | 名古屋市（名古屋市水道事業） | BA | 宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給事業） |
| AB | 仙台市（仙台市水道事業） | AL | 京都市（京都市水道事業） | BB | 埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） |
| AC | さいたま市（さいたま市水道事業） | AM | 大阪市（大阪市水道事業） | BC | 愛知県（愛知県水道用水供給事業） |
| AE | 千葉県（千葉県水道事業） | AN | 神戸市（神戸市水道事業） | BE | 沖縄県（沖縄県水道用水供給事業） |
| AF | 東京都（東京都水道事業） | AP | 広島市（広島市水道事業） | BF | 北千葉広域水道企業団（北千葉広域水道用水供給事業） |
| AG | 神奈川県（神奈川県水道事業） | AQ | 北九州市（北九州市水道事業） | BG | 神奈川県内広域水道企業団（神奈川県内広域水道用水供給事業） |
| AH | 横浜市（横浜市水道事業） | AR | 福岡市（福岡市水道事業） | BH | 大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団水道用水供給事業） |
| AJ | 川崎市（川崎市水道事業） | | | BJ | 阪神水道企業団（阪神水道企業団水道用水供給事業） |

【例】札幌市の2024年の導入に係る導入等計画書の届出1回と、重要維持管理等に係る届出3回（3回目はバイパス提出を利用しない）を行う場合：W2024AA001X【届出番号・整理番号】、W2024AA002Y【届出番号・整理番号】、W2024AA003Y【届出番号・整理番号】、W2024AA004Y【届出番号】をそれぞれの導入等計画書「6. 備考」に記載して届出（W2024AA004Yは届出番号としては管理の対象となるが、バイパス整理番号としては使用しない）。

参考 経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説抜粋（R6.5.17 内閣府政策統括官（経済安全保障担当））
(https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/infra_kaisetsu.pdf)

Q43. 「特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報」には、次の①～⑤は含まれますか。

- ① 供給者又は委託を受けた者に関する情報
- ② 供給者又は委託を受けた者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者に関する情報
- ③ 供給者又は委託を受けた者の役員に関する情報
- ④ 供給者又は委託を受けた者の外国政府等との取引に関する情報
- ⑤ 設備を製造する工場又は事業場の所在地に関する情報

○ 導入等計画書の記載事項には、供給者又は委託を受けた者が保有する情報であって特に機微である等の事情により、特定社会基盤事業者等に提供することが困難である情報が含まれ得るため、そのような情報については、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することを認めています。

○ 具体的には、記載事項として、

- ・ 議決権保有者の国籍等（②）
- ・ 役員の生年月日及び国籍等（③）
- ・ 外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合の当該外国政府等の名称及び取引高の割合（④）

が該当するほか、リスク管理措置のうちの一部※1が、直接、事業所管大臣へ提出することができる情報となります※2。

※1 例えば、構成設備の供給者において実施される取組であり、特定重要設備の供給者との間の契約等において実施することとされているものについては、特定社会基盤事業者の開示することが困難な情報が含まれる場合があります。

※2 このほか、導入に携わる者が個人である場合の国籍等も、直接事業所管大臣への提出が可能です。

Q44. 機微な情報を直接事業所管大臣に提出するためにはどのような手続が必要ですか。

(特定重要設備の供給者、導入に携わる者又は重要維持管理等の委託の相手方に関する情報)

- 機微であることにより特定重要設備の供給者、導入に携わる者又は重要維持管理等の委託の相手方自らが保有する情報を直接、事業所管省庁に提出しようとする場合は、次のような流れとなります。
 - (1) 特定社会基盤事業者は、供給者、導入に携わる者又は委託の相手方に対し、導入等計画書等の届出を行うことを通知の上、直接事業所管省庁に提出する情報の有無について確認します。その際、直接事業所管省庁に提出する情報が有る旨を答えた供給者、導入に携わる者又は委託の相手方（以下「直接提出を行う者」という。）に対して、直接事業所管省庁に提出する情報についての報告を依頼します。
 - (2) 直接提出を行う者は、どの情報を直接提出することとするかを、特定社会基盤事業者に報告します。
 - (3) 特定社会基盤事業者は、全ての直接提出を行う者からの、直接事業所管省庁に提出する情報を把握の上、作成した「導入等計画書等に関する直接事業所管大臣に情報を提出する旨の報告」様式（以下「報告様式」という。）に、自ら発行した整理用の番号（以下「整理番号」という。）、直接事業所管省庁に提出される情報があること及びその情報がどの届出事項に係る情報であることを記載して、事業所管省庁に報告します。
 - (4) 特定社会基盤事業者は、全ての直接提出を行う者に対し、(3)の整理番号を共有するとともに、直接事業所管省庁に情報を提出する期限を指定します。
 - (5) 直接提出を行う者は、(4)の期限までに直接事業所管省庁に情報を提出し、提出後、速やかに特定社会基盤事業者に対し、提出した旨を報告します。
 - (6) 特定社会基盤事業者は、全ての直接事業所管省庁に提出する情報が提出された旨の報告があったことを確認後、事業所管省庁に対して導入等計画書の届出を行います。このとき、直接提出を行う者から、(5)の報告を受けた情報については、導入等計画書の該当箇所に「直接提出済」等の記載を行い、導入等計画書末尾の備考欄に整理番号を記載して提出します。
- 導入等計画書の記載事項を充足しているかは、この直接提出された情報も考慮した上で判断されることとなります。そのため、例えば上記(6)の確認が不十分なまま、導入等計画書に「直接提出済」と記載して届け出た場合であって当該記載に係る情報が提出されていなかった場合には、当該導入等計画書は記載事項を充足していないこととなります。
- なお、導入等計画書の届出を円滑に行うに当たっては、それぞれの事業所管省庁に設置されている相談窓口も、積極적으로ご活用ください。

(構成設備の供給者又は重要維持管理等の再委託の相手方等に関する情報)

- 構成設備の供給者や重要維持管理等の再委託の相手方等が、直接、事業所管大臣に提出しようとする場合は、上記の手續に準じた手續を取っていただくこととなります。

- その際、上記(2)に準じた手續として、構成設備の供給者や重要維持管理等の再委託の相手方等は、自らの直接の契約相手となる特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者や、自らに重要維持管理等の再委託を行った者に対して、報告することとなります。この報告を受けた特定重要設備の供給者等は、場合によっては他の供給者等も経由しつつ、特定社会基盤事業者に報告を行うこととなります。また、構成設備の供給者等が直接特定社会基盤事業者に報告することも妨げられません。

- なお、特定社会基盤事業者が行う事業所管省庁に対する報告(上記(3))は、構成設備の供給者又は重要維持管理等の再委託の相手方等に関する情報を直接提出する場合であっても、(特定重要設備の供給者等ではなく)特定社会基盤事業者が行う必要があります。これは、本制度における届出義務が特定社会基盤事業者にあるためです。